

令和3年度
狛江市基本計画推進委員会
提言書（案）

狛江市基本計画推進委員会
令和3年 月

目 次

1. はじめに	1
2. 外部評価の位置付け	2
3. 委員会活動内容	3
4. 評価対象分野及び事業の選定	4
5. 本論	
評価対象施策A 風水害に対する備えの強化	8
評価対象施策B 緑の保全・創出	10
評価対象施策C 発信力の強化・双方向による共有	12
評価対象施策D 切れ目のない支援体制の確立	14
評価対象施策E 子どもの貧困の連鎖の防止	16
SDGsに対する評価	18
6. おわりに	19
7. 狛江市基本計画推進委員会委員名簿	20
8. 参考資料	
市民アンケート調査概要	21
市民アンケート調査結果	22
関係例規	25

1.はじめに

狛江市の外部評価は、平成 23 年度に導入され、平成 25 年 3 月に策定された狛江市後期基本計画（計画期間平成 25～31 年度）においても、より効果的な評価となるよう手法や制度を改めながら、狛江市外部評価委員会（以下、「外部評価委員会」という。）にて実施されてきた。令和 2 年 3 月に狛江市前期基本計画（以下、「基本計画」という。）が新たに策定されたことに合わせ、その内容をより効果的なものとするべく、これまで外部評価を担ってきた外部評価委員会から、新たに狛江市基本計画推進委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、基本計画の推進を図るため、新たな評価方法が構築されたところである。

新たな評価方法では、従来の評価方法であった事務事業評価から施策評価とし、総合的・大局的に成果を捉え、行政活動の本質的な改善を図ること、また基本計画で掲げる施策指標の推移や、市民アンケートによる施策の満足度・期待値の結果等の客観的データも活用しながら実効性のある見直し・改善となるよう行政評価を行うとともに、今後の施策・事務事業へ反映していくため、提言内容については、市民目線という部分を意識しつつ、市が検討すべき事項が明確となるよう、極力、分かりやすい記述に努めたところである。

また、評価の視点としては、第 4 次基本構想に掲げるまちづくり視点である「市民参加・市民協働の視点」、「狛江らしさの視点」、質の高い行政運営のための「経営的な視点」に加え、新たに「SDGs の視点」を取り入れ、持続可能な行政運営に向けた提言としたところである。

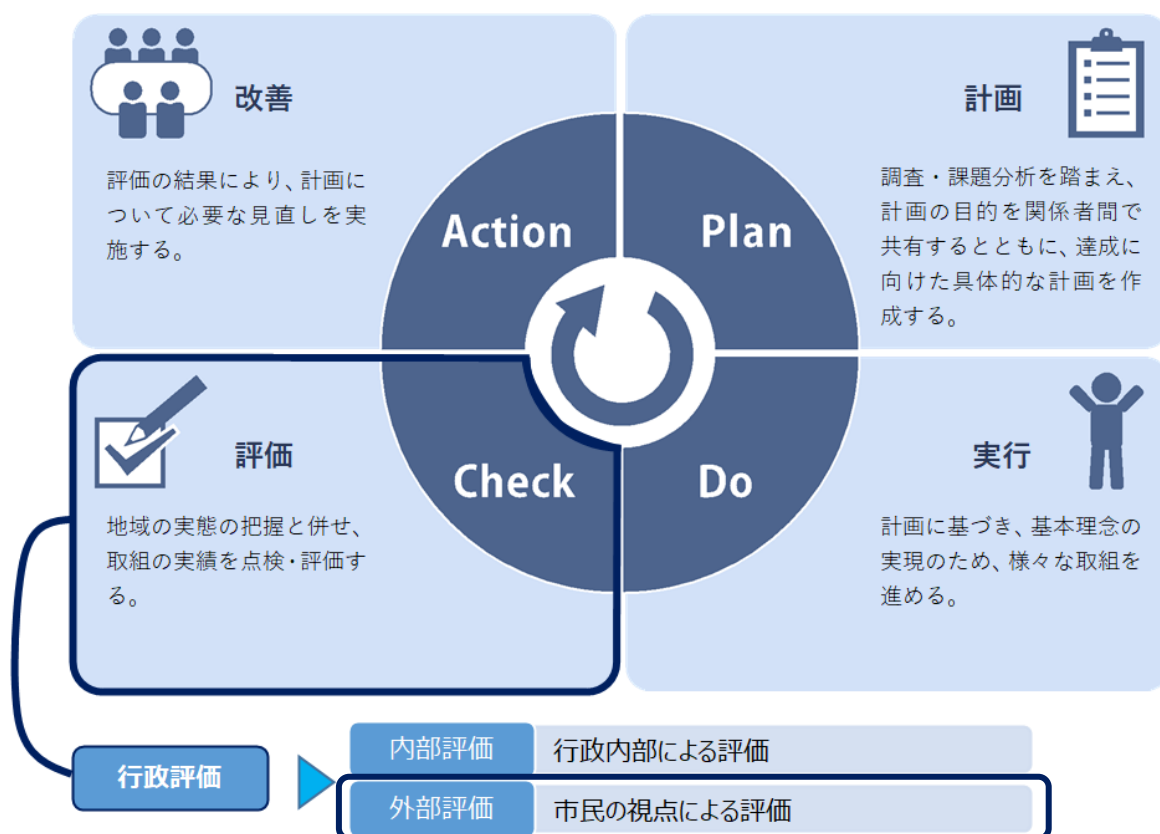
今年度の外部評価は、これらの点を重視した新たな評価方法に基づく初の実施となる。市におかれては、新たな評価方法における上述のポイントを十分に踏まえていただき、外部評価の効果的な実施を通じた施策の推進に向けて、本提言を積極的に活用していただきたい。

2.外部評価の位置付け

狛江市では、基本計画の推進に向けて市が行った行政活動について、投入コストや得られた成果等を様々な視点から評価することにより、課題を抽出し、次年度以降の予算編成や事業等の見直しに活用することで、行政活動の改善と市政の透明性を確保するために行政評価を実施している。

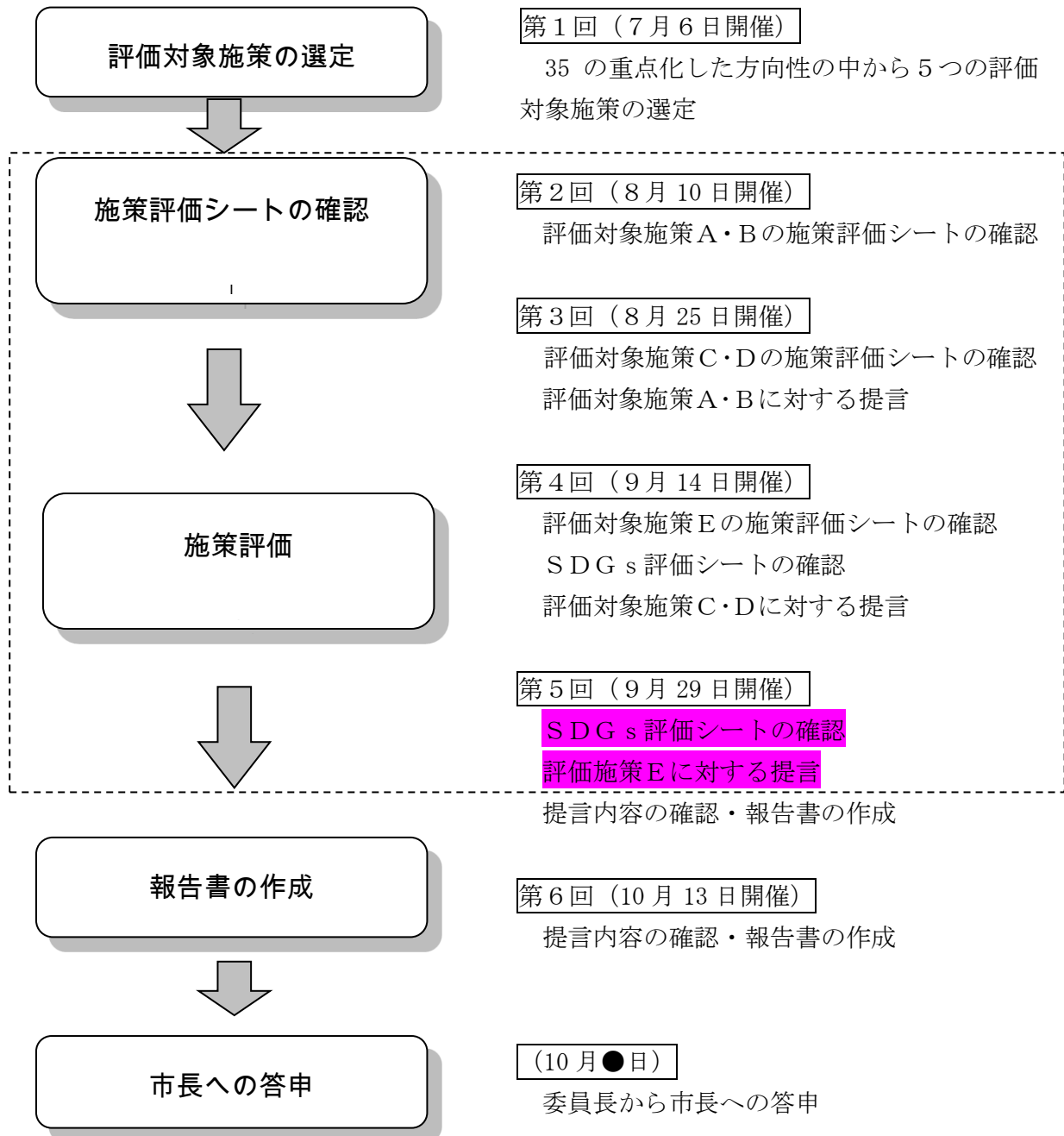
また、将来都市像である「ともに創る 文化育むまち ～水と緑の狛江～」を実現するため、狛江市第6次行財政改革大綱の中で行政内部の視点で事業を評価する「内部評価」と市民側の視点から事業を評価する「外部評価」の2種類の行政評価を通じて、質の高い行政運営を推進していくこととしている。

委員会においては、さらなる基本計画の推進を図ることを目的として、市長からの諮問に基づき、基本計画に位置付けられている施策について評価・提言を行うものである。



※1 市において毎年4月に実施している市民の各施策における満足度及び市の取組に対する期待値を調査するアンケート（21 ページ参考資料「市民アンケート調査概要」参照）

3.委員会活動内容



4. 評価対象分野及び施策の選定

令和3年度の委員会では、基本計画において位置付けている37の重点化した方向性のうち、まちの姿8 持続可能な自治体経営の重点化した方向性を除いた35の重点化した方向性の中から、以下の5の重点化した方向性を評価対象施策として選定した。

それぞれの評価対象施策の詳細な選定理由については、6・7ページに記載している。

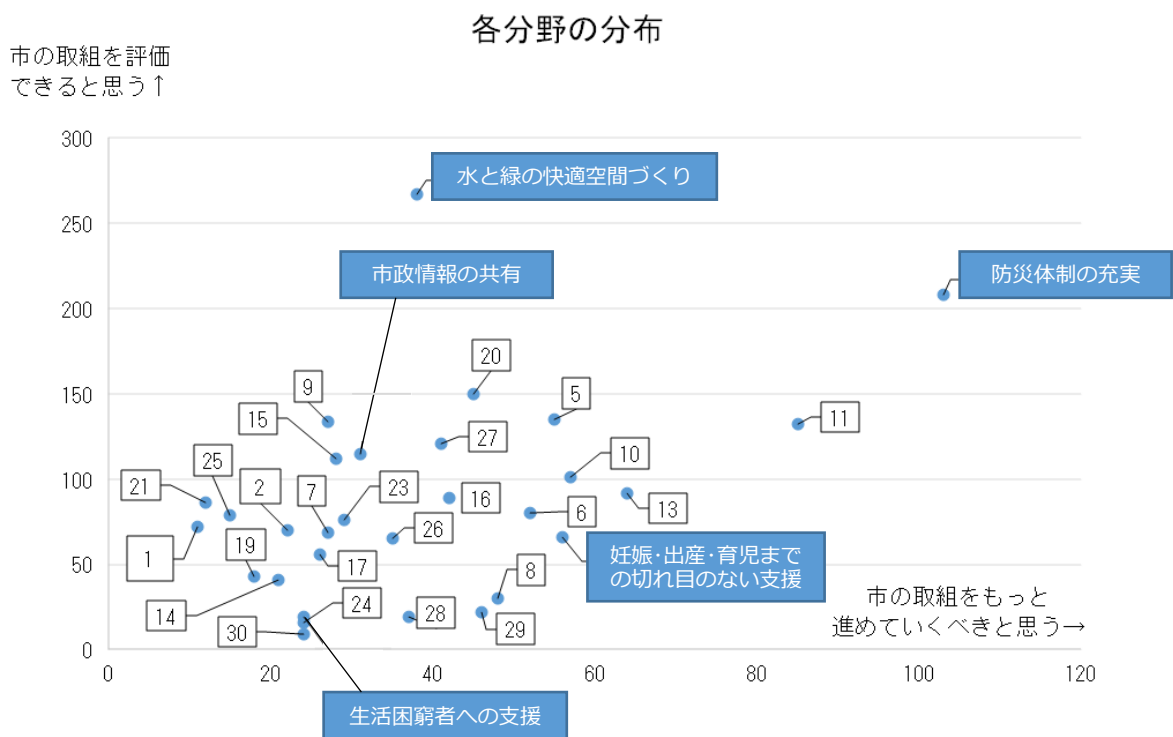
分野別のまちの姿	対象施策（重点化した方向性）	担当部署	
まちの姿1 人権が尊重され、市民が主役となるまち	発信力の強化・双方向による共有	企画財政部	秘書広報室
		総務部	総務課
			安心安全課
		子ども家庭部	子ども政策課
		環境部	環境政策課
		教育部	学校教育課
公民館			
まちの姿2 安心して暮らせる安全なまち	風水害に対する備えの強化	総務部	安心安全課
			施設課
		環境部	環境政策課
			下水道課
都市建設部	整備課		
まちの姿4 子どもがのびのびと育つまち	切れ目のない支援体制の確立	福祉保健部	福祉相談課
			高齢障がい課
			健康推進課
		子ども家庭部	児童育成課
			子ども発達支援課
教育部	教育支援課		
まちの姿5 いつまでも健やかに暮らせるまち	子どもの貧困の連鎖の防止	市民生活部	地域活性課
		福祉保健部	福祉相談課
			子ども政策課
		子ども家庭部	児童育成課
			学校教育課
		教育部	社会教育課
公民館			
まちの姿7 自然を大切に、快適に暮らせるまち	緑の保全・創出	総務部	安心安全課
			施設課
		市民生活部	地域活性課
		環境部	環境政策課
		都市建設部	道路交通課
整備課			

(1) 選定に当たっての主な考え方

今年度は以下に記載する3点を主な考え方として事業を選定した。

市民アンケートにおける市民の満足度・期待値の調査結果を参考とした選定

委員会の評価におけるポイントの一つに「市民目線による評価」が掲げられている点を踏まえ、市民アンケートの結果（22ページ参考資料「市民アンケート調査結果」参照）から市民の狛江市の施策に対する満足度及び期待値を整理し、分析を行い、基本計画に掲げる施策を選定した。施策を選考したのち、今回の評価対象施策である重点化した方向性を選定した。



第4次基本構想に掲げる分野別まちの姿を参考とした選定

市民アンケートにおける市民の狛江市の施策に対する満足度及び期待値の調査結果（以下、「市民アンケートの調査結果」という。）を参考にしつつ、第4次基本構想に掲げるそれぞれの分野別のまちの姿から選定することで、選定分野のバランスを図った。

社会情勢等を踏まえた施策の選定

新型コロナウイルス感染症等の社会情勢の変化に伴う、市民生活の変化、世間の関心事項等をもとに、施策の選定を行った。

(2) 選定理由

■評価対象施策A

分野別のまちの姿	安心して暮らせる安全なまち
担当課	安心安全課、施設課、環境政策課、下水道課、整備課
施策（重点化した方向性）	風水害に対する備えの強化

・市民アンケートの調査結果では、施策「防災体制の充実」は満足度、期待値ともに上位に該当し、期待値については、最も高い1位であることから、市民の関心・ニーズが高い状況にある施策と言える。

・施策「防災体制の充実」の重点化した方向性のうち、先日、熱海市での土石流の件もあり、防災についての関心が高いこと、また狛江市は多摩川があり、令和元年東日本台風時には浸水被害もあったため、「風水害に対する備えの強化」を選定した。

・市民の方に更に防災意識を持っていただく必要があることから、市としてどのように取り組んでいるかを確認するために選定した。

■評価対象施策B

分野別のまちの姿	自然を大切にし、快適に暮らせるまち
担当課	安心安全課、施設課、地域活性課、環境政策課、まちづくり推進課、道路交通課、整備課
施策（重点化した方向性）	緑の保全・創出

・市民アンケートの調査結果では、施策「水と緑の快適空間づくり」は満足度が最も高い1位であり、期待値については低い順位となっているものの、将来都市像にもあるとおり、「水と緑」は狛江市にとって脈々と受け継がれてきたものである。その中でも「緑」部分である本施策に係る取組の現状等について確認するため、「緑の保全・創出」を選定した。

■評価対象施策C

分野別のまちの姿	人権が尊重され、市民が主役となるまち
担当課	秘書広報室、政策室、総務課、安心安全課、地域活性課、子ども政策課、環境政策課、学校教育課、公民館、図書館
施策（重点化した方向性）	発信力の強化・双方向による共有

・市民アンケートの調査結果では、施策「市政情報の共有」は比較的満足度が高く、期待値については中間に位置している。市政情報の発信については、ここ数年で形態が変わってきていることから、本施策に係る取組の現状や今後の展望等について確認するため、「発信力の強化・双方向による共有」を選定した。

■評価対象施策D

分野別のまちの姿	子どもがのびのびと育つまち
担当課	福祉相談課、高齢障がい課、健康推進課、児童育成課、子ども発達支援課、教育支援課
施策（重点化した方向性）	切れ目のない支援体制の確立

・分野別のまちの姿「子どもがのびのびと育つまち」に掲げる4施策については、市民アンケートの調査結果より期待値の上位に全て属するため、市民の子育て支援施策に対する期待値は高いものと考えられる。その中でも、各ライフステージや子育て段階が変わることによって支援を途切れさせることなく、支援できる体制づくりは重要なものであるため、本施策の現状や今後の展望等について確認するべく「切れ目のない支援体制の確立」を選定した。

■評価対象施策E

分野別のまちの姿	いつまでも健やかに暮らせるまち
担当課	地域活性課、福祉相談課、子ども政策課、児童育成課、学校教育課、社会教育課、公民館
施策（重点化した方向性）	子どもの貧困の連鎖の防止

・施策「生活困窮者への支援」は、市民アンケートの調査結果より、満足度については、下位に位置しており、市として進めるべき施策であるとともに、新型コロナウイルス感染症等の社会情勢の変化もあり、生活困窮者への支援については全国的にも関心が高いように思える。

・生活困窮者への支援の中でも子どもの貧困が問題になっている昨今において、事業の一つでもある子どもの学習支援事業等、生活困窮者への自立支援について市としてどのように取り組んでいるかを確認するため、「子どもの貧困の連鎖の防止」を選定した。

5. 本論

委員会では、選定した評価対象施策ごとに、施策に係る取組内容、取組の成果、指標及び決算額を確認し、よりよい取組となるよう、提言を行った。

■評価対象施策A

施策評価シート（一部抜粋）

まちの姿 2	安心して暮らせる安全なまち
施策 2 - ①	防災体制の充実
施策の方向性	風水害に対する備えの強化
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・風水害に着目した災害対応体制の整備について、過去の教訓を活かすとともに、流域自治体や多摩川を管轄する国土交通省京浜河川事務所、野川を管轄する東京都建設局等と連携して進めていきます。また、避難を含む実践的な水防訓練を実施する等、市民の風水害に対する意識の向上を図っていきます。 ・風水害による被害を最小限にとどめるため、多摩川为天端の整備等に向け、関係機関との協議・連携を進めます。 ・過去の風水害による被害を風化させないよう、後世に伝えていくことで、風水害に対する備えを強化していきます。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、台風やゲリラ豪雨による風水害が全国各地で発生しています。令和元年東日本台風では、市内においても、床上浸水や道路の冠水等の被害がありました。更に、複数の避難所が満員となったり、市ホームページにアクセスが集中したことにより閲覧ができない状態となる等、様々な課題が浮き彫りとなりました。また、昭和 49（1974）年に甚大な被害をもたらした多摩川の水害もあり、水害はより身近な災害と認識されています。毎年度実施している水防訓練や、市内を流れる多摩川・野川の水位をリアルタイムに把握することができるカメラを設置することで、情報収集力の向上を図る等、対策に取り組んでいますが、今後も風水害に対する備えをより一層強化していく必要があります。
担当部署	安心安全課、施設課、環境政策課、下水道課、整備課
総括	<p>1 総括した成果・課題</p> <p><成果></p> <p>令和元年東日本台風での課題を踏まえ、避難所開設・運営体制を見直し、災害協定により民間商業施設の駐車場を避難場所として活用する体制を整えた。それらを含めて洪水ハザードマップを更新し、安心安全通信及び狛江市防災ガイドに掲載し、全戸配布により周知したほか、洪水浸水想定浸水深等表示板を電柱に掲出するとともに、狛江市防災カレッジでも水害時のテーマを取り上げ、水防災への意識を高めた。</p> <p>また、令和元年東日本台風での浸水害の原因究明を行い、浸水被害対策として、排水樋管関係では、排水樋管に可搬式ポンプの配備、水位計及び監視カメラ等の設置、樋管における水位情報等をインターネット上での公開、排水樋管操作要領の見直し、各排水樋管の遠隔化に向けた設計を行う等、取組を進めるとともに、河川が氾濫しなくても、内水による浸水があることを周知するため、狛江市内水ハザードマップを作成した。</p> <p>公共施設等の整備については、公共施設の新築工事や道路・公園における整備工事において、雨水浸透設備等を設置することによる浸水被害の軽減及び下水道施設への負担軽減を図る取組を実施し、風水害による被害を最小限にとどめるために、国土交通省と必要な準備・調整を行った上で多摩川土手の天端整備を進めた。</p> <p>「令和元年東日本台風 狛江市の記録」を作成し、過去の被害を風化させることなく、記録として残し、広く公開した。</p> <p><課題></p> <p>新型コロナウイルス感染症感染拡大のため、特に水害時の避難場所のスペース確保がより課題となっている。協定等によりスペース拡充を図っているが、多摩川と野川に挟まれた狛江市は大部分が洪水浸水想定区域であることから、市外を含めた避難所以外への避難について、引</p>

き続き啓発を行っていくことが重要である。

また、近年、頻発する集中的な豪雨による道路冠水等に対する、より一層の浸水被害軽減対策を計画的に進める必要がある。

2 狛江らしさの視点

多摩川と野川に挟まれた狛江市は、狛江市は大部分が洪水浸水想定区域であることから、令和元年東日本台風での浸水害による課題を踏まえ、様々な取組を実施し、今後の風水害による被害を最小限にとどめるための取組を進めてきた。

3 市民参加と市民協働の視点

地域住民で組織する避難所運営協議と水害時も連携する体制を整え、狛江市水防訓練でも市職員と一体となって実施したほか、排水樋管の水位計及び監視カメラ等を設置し、樋管における水位情報等について市民がインターネット上で確認できるようにした。

令和元年東日本台風の浸水被害の原因究明を行い、市民説明会による市民に対しての説明と、今後の浸水害対策に対する取組の検討を行った。

委員会からの提言

- ▼ ハザードマップを見る限り、浸水想定区域がきちんと示されている。浸水想定区域の方や若者に対して、避難所をはじめとした災害時の情報が行き届くよう、町内会やSNS等の様々な情報発信ツールを活用して周知を行っていただきたい。更に、避難所が満員になった場合に、他の避難所の情報が一目で分かる取組についても併せて実施いただきたい。
- ▼ 調布市との合同訓練を実施する等、他自治体との連携を図っていることは評価できる。しかし、市民の中には、市境に居住する方もいて、市内の避難所よりも市外の避難所の方が近い場合もある。調布市や世田谷区等の近隣市と災害時の避難所の受け入れに関する連携を密に行い、災害時にスムーズに避難所の受け入れができるよう体制の整備をお願いしたい。
- ▼ 災害時の取組としては、どうしてもハード面をどれだけ整備したかというところが重点として見えてしまうが、限られた財源の中ではソフト面の取組についても同時に実施していく必要がある。災害対策については、災害行動変容という視点を重要な視点として捉え、災害対策に関する課題を明確化し、取組によりどのように課題を変えていくのか、その結果がどうなったという課題・取組・検証といったところを常に意識して取り組んでいただきたい。
- ▼ 民間商業施設等と連携し、避難場所を確保する等、これまで公共施設のみだった取組を拡充した点においては評価できる。今後についても民間企業等の法人とより連携を図り、民間企業等の反応をみながら、避難場所の拡充をはじめとした災害時の取組を期待したい。
- ▼ 災害に対する取組は市民の命に関わる施策であるため、最少の経費である必要はなく、適正な予算の担保が必要である。ただし、やみくもに取組を進めるのではなく、きちんと優先順位を明確化しながら取組を実施していただきたい。
- ▼ ポストコロナに対応した避難所の受け入れ可能人数と浸水想定区域の住民人口との乖離がある。全員を受け入れ可能とする避難所の整備が望ましいが、現状の避難所としてのキャパシティをまずは市民にきちんと周知し、自助の備えに対する取組につなげることが市民一人ひとりが風水害に対する意識の向上に寄与するものと考え。また、防災に関する取組は様々な実施しているが、より多くの方に参加いただくために、町内会や市内民間商業施設等との連携を図り、市民の動機付けを高めるための周知方法や取組の工夫を検討いただきたい。
- ▼ 狛江市は昭和49年に多摩川堤防が決壊したことによる甚大な水害や令和元年東日本台風による浸水被害等、過去に風水害による被害がもたらされた。その被害を風化させないためにも、子どもたちへの防災教育で取り上げる等、子どもの頃から水害に対する意識の向上を図るための取組も検討いただきたい。

■評価対象施策B

施策評価シート（一部抜粋）

まちの姿 7	自然を大切にし、快適に暮らせるまち
施策 7 - ①	水と緑の快適空間づくり
施策の方向性	緑の保全・創出
概要	<p>・地域制緑地に係る制度等を活用し、樹林地や生産緑地といった民有地等における緑の減少に歯止めをかけるとともに、グリーンインフラの視点をもって緑の保全・創出に向けた取組を進めます。</p> <p>・公共施設はもちろん、民間施設や住宅地にも緑があふれるよう、緑視率の向上等の緑の質にも着目して取り組むとともに、緑道の整備や道路緑化、街路樹の健全な育成・更新を通じて、質の高い緑のネットワークづくりに取り組みます。</p>
現状と課題	<p>・市民意識調査において、狛江市が住みよいと回答した人の理由の第1位が「水と緑が豊かなまちだから」となる等、市民の緑や水環境への関心・ニーズは非常に高い状況にあるものの、樹林地や農地の宅地化等により、市内の緑の減少が進んでいます。</p>
担当部署	安心安全課、施設課、地域活性課、環境政策課、まちづくり推進課、道路交通課、整備課
総括	<p>1 総括した成果・課題</p> <p><成果></p> <p>緑の保全について、保存樹木・保存樹林・保存生垣については、新規指定を行い一定の成果があったほか、農地等の面については、生産緑地等を維持しながら効果的に活用することや市民農園及び体験型農園の実施により、市民に対して緑に親しむ機会を提供するとともに、都市農地保全プロジェクト補助金を交付することで緑の保全に努めるだけでなく、貴重な自然資源として災害時にも活用することで、オープンスペースとしての農地の保全を行った。</p> <p>緑の創出について、公共建築物は新設時には、地上部緑化・屋上緑化・壁面緑化を実施することで緑化の創出を進め、公園については、優先的に整備する公園の位置付けを明確にすることで、計画的に事業を進めることができた。緑のまち推進補助制度については、令和2年度は新規指定が1件あり、更にはフェンス緑化を新たに補助メニューに加えたことから、制度の周知を強化し、緑の創出へつなげる必要がある。また、「花いっぱいエリア」事業にて、新たに花苗等を植栽することで、緑化の推進・創出を図っている。</p> <p><課題></p> <p>近年は宅地開発、維持管理の負担などを背景に、保存樹木・保存樹林・保存生垣の新規指定を上回る指定解除が発生しているため、指定の拡大・指定の継続に向けた所有者への働きかけ、支援等に引き続き取り組んでいくものとする。公共建築物の緑化については、敷地に余裕がない施設が多く、緑地面積の確保に工夫を施さなければならないため、敷地の狭さから同様に大きな緑化面積の確保ができない状況にあるほか、公園については、更なる用地取得には多大な費用が発生するため、計画的で確実な予算の確保が必要となることが課題としてあげられ、大幅な緑化の創出にはハードルが高くなっている。</p> <p>2 狛江らしさの視点</p> <p>緑に対する市民意識調査では、農地保全や公園の特色の創出等があげられていることから、市民農園等の農地の気軽な利用を促進し、農地の維持保全をしていくことで緑地としての農地の保全を支援している。</p> <p>狛江市の目指す将来都市像にもある「水と緑の狛江」の実現に向けて、市域に緑があふれるよう、緑視率の向上を目指し、接道部を中心とした緑化の推進、保存樹木・保存樹林・保存生垣の指定や緑のまち推進補助制度の推進に向け、広報等により積極的な活用を呼びかけている。また、水と緑が豊かな環境を守っていくために、現存の街路樹等を適切に管理していく。</p> <p>また、狛江の特色である古墳群を活かし、令和2年度には古墳公園3箇所目となる土屋塚古墳公園を整備したほか、（仮称）白井塚古墳公園として令和4年度に整備予定の用地取得を完了した。（猪方小川塚古墳公園（平成30年度：第Ⅰ期工事、平成31年度：第Ⅱ期工事）、亀塚古墳公園（平成31年度）、土屋塚古墳公園（令和2年度））</p>

3 市民参加と市民協働の視点

緑の保全・創出に向け、民有地の緑化施策として、緑のまち推進補助制度の推進することや市内小中学校の児童・生徒と協力しながら、事業を実施しているほか、市民農園等による農地の活用により、市民と農業が触れ合う機会を増やし、緑地の保全につなげている。

また、公園の整備等の際には、古墳保存整備検討委員会及び近隣住民ヒアリング等にて市民からの意見・要望等を参考に検討を行っている。

その他にもアドプト制度を活用することで、15 団体が花苗等の植栽や美化活動など環境保全等に係る活動を担う等、市民参加及び市民協働を行いながら、緑の保全・創出に取り組んでいる。

委員会からの提言

▼ 緑地保全という施策については、行政が主導で実施せざるを得ない分野であると感じる。ただ、SDGsにもある持続可能なまちづくりという視点においては、市民の力や民間企業等の力も必要になる分野である。

市民農園、花いっぱいエリア事業等で市民の力を活用して実施している取組は評価できるが、グリーンインフラの観点から、市民の力のみならず、民間企業等の様々な”民”の力を活用して整備するところが馴染みやすい内容だと感じる。今後の取組については、市民との連携を引き続き実施するとともに、民間活力を取り込む、あるいは市が民間と市民の潤滑油になる取組も検討されたい。

▼ 緑の創出という部分については、行政内部での横と横のつながりをもって実施することが望ましい。例えば、都市計画等の各種計画を策定する中で、今後の緑のあり方はどうあるべきか、またどのような施策を掲げるべきなのか、そこから道路を管理する部署がその施策に基づいて各種取組を実行する等、緑を計画的に創るために、今まで以上に行政内部の横と横の連携を図るよう進めていただきたい。

▼ 生産緑地やアドプト団体において活動されている方の高齢化が懸念される。市と連携した取組を実施しているところだが、加えて、後継者や若者を取り入れる活動についても支援いただき、緑の維持管理を行う団体の活動継続に向けた取組についても検討いただきたい。

▼ 片側を多摩川に隣接している、また市域が狭い狛江市としては、どうしても緑地面積が限られることから、現状ある緑をいかに保全していくかということが重要になる。公有地はもちろん、民有地の緑化として、保存樹林・樹木・生垣の指定の継続と、指定拡大に努めていただきたい。

▼ 市民アンケートの結果によると、本評価対象施策の上位施策である「水と緑の快適空間づくり」が満足度で1位となる等、市民の関心・ニーズは非常に高い状況にあるものの、市の市民一人当たりの公園の面積は低く、生産緑地然り、市内の緑の減少が進んでいることは明らかである。客観的に緑の減少に歯止めをかけるためには、公的資金を投じ、一定の緑を創出するための取組についても検討いただきたい。

■評価対象施策C

施策評価シート（一部抜粋）

まちの姿 1	人権が尊重され、市民が主役となるまち
施策 1 - ③	市政情報の共有
施策の方向性	発信力の強化・双方向による共有
概要	<p>・市政情報の内容について、市民の目線に立った刷新やオープンデータ活用の推進等、より多くの市民に理解や関心を持ってもらえるよう取り組んでいきます。</p> <p>・市政情報の発信方法について、市政情報を伝えたい対象や世代に合わせた様々な方法により、誰にでも分かりやすく、効果的かつ効率的な発信となるよう取り組んでいきます。</p> <p>・市民と共有して初めて価値が出るという考えのもと、市政情報を単に発信するだけでなく、SNS 等を活用する等、市民と行政の双方向のコミュニケーションを通じて市政情報を共有していきます。</p>
現状と課題	<p>・情報発信の根幹となるツールである広報こまえについて、市民アンケートを踏まえた改善等、より多くの市民に読んでもらえるような工夫を行っています。また、市ホームページについて、スマートフォンからも閲覧できるようになっており、市政情報を入手しやすい環境づくりに取り組んでいます。市政情報を全ての市民に対し、様々な方法で分かりやすく届けていくため、今後も更なる情報発信力の強化に努めていく必要があります。</p> <p>・ICT の進展を踏まえ、ツイッターやフェイスブック、ユーチューブ、インスタグラムといった SNS ツールを活用し、リアルタイムを意識した市政情報の発信を行っています。しかしながら、SNS ツールによる情報発信については、効果的な発信を行うためのノウハウが行政内部で十分でないという課題があります。</p>
担当部署	秘書広報室、政策室、総務課、安心安全課、地域活性課、子ども政策課、環境政策課、学校教育課、公民館、図書館
総括	<p>1 総括した成果・課題</p> <p><成果></p> <p>広報紙、ウェブサイト、SNS をはじめとする各種広報ツールを活用し、市政情報等を幅広く入手できる環境づくりを進めるとともに、情報発信力の強化に努めた。また、広報紙については、全戸配布や新聞折込等の戸別配布に加え、公共施設等の様々な場所に配架する等、広報紙ごとに配布方法や配架先を工夫することで、誰もが市政情報を入手できるよう努めるとともに、視覚障がいのある方向けに市内の音訳団体の協力で毎月音訳版としてCDに録音し、希望する視覚障がい者へ社会福祉協議会を通して届ける等、より多くの方に伝える取組を行った。</p> <p>各種広報ツールにおいて、それぞれの特色を活かした情報発信を行うとともに、市民の関心を引きやすく、かつ、情報が伝わりやすい紙面づくり、誰もが読みやすいレイアウトにするよう努め、様々な方法による情報発信を行うことにより、市民をはじめとする情報を伝えたい方が一番身近な広報ツールを自ら選択し、情報を得ること、かつ共有できるよう取り組んだ。</p> <p>市政情報の発信のみならず、ふらっと移動市長室や市長への手紙制度を実施し、市民と行政が双方向にやり取りできる環境づくりを進めたほか、SNS を通じて、情報を受け取った方の反応をリアルタイムで伺うことができた。</p> <p>新たな取組として、多言語アプリ「カタログポケット」を導入し、日本語を母語としない外国籍の方や障がいのある方に市政情報を届けること、また、こまえ電子図書館による、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため図書館の休館や外出自粛が求められる状況においても、情報を得ることができる非来館型のサービスを実施した。</p> <p><課題></p> <p>行政との関わりが薄くなりがちな若い世代の方々に対して、どのように市政情報等を届けていくか、市に対して興味を持ってもらうかという点において、効果的な情報発信の検討が必要である。また、市民との信頼関係を構築し、より一層市民参加と市民協働のまちづくりを進めていくため、市民と行政が双方向にやり取りができる取組を増やす必要がある。</p> <p>2 狛江らしさの視点</p> <p>SNS においては、市政情報の発信に留まらず、市民の関心がある話題（狛江の魅力、新</p>

聞・テレビ等の掲載)も発信することで、狛江への愛着の醸成、狛江ファンの獲得に取り組んでいる。

各広報紙においては、市内の見どころの紹介、水と緑をはじめとした狛江の魅力の保全等狛江の特性や狛江独自の記事を取り入れながら、幅広い方に興味を持っていただくよう努めるとともに、狛江らしさの一つであるというコンパクトさを活かし、実際に足を運んで撮影や取材を行い、記事を作成することができた。

3 市民参加と市民協働の視点

各種広報ツールにおいて、情報発信する内容は閲覧者やフォロワーの反応、社会情勢等に留意しながら発信するとともに、日本語を母語としない外国籍の方や障がいのある方等向けに、10言語対応の音声読み上げや文字拡大機能のある無料アプリ「カタログポケット」を導入する等、誰もが情報を得ることができるよう整備した。

市民と協働して作成し、情報発信を行う広報ツールもあり、市民目線での情報発信を行うことができた。また、地域の方々の声に耳を傾け、市内で活動されている様々な団体等について掲載することにより、地域の理解促進及び団体の活性化を図ることができ、市民協働を推進するための一助となっている。

委員会からの提言

- ▼ 令和3年度狛江市前期基本計画の指標等に係る市民アンケート調査報告書からは、市政情報を得るための手段として、まだまだ紙で発行している広報物から情報を得ている方が多い状況にある。しかしながら、広報こまえ等、全戸配布していない広報紙については、新聞折込や公共施設等に配架することで配付を行っているということだが、新聞をとる世帯は年々減少しており、また発行部数が全世帯数を下回っている点については、情報を届けるという取組において、疑問が残る。費用対効果を鑑みた上で、広報こまえをはじめとした紙による広報紙については、全世帯に届けるような工夫を検討いただきたい。
- ▼ 紙で発行する広報紙を電子媒体で発信していくのであれば、インターネット上に全ページ掲載するのではなく、電子媒体用のものとして、イラストを加え、文字を最小限にする等の視覚的变化を加えて掲載する等、効果的な発信となるよう検討していただきたい。
- ▼ 子どもたちが対象の事業や子育て世帯に対する情報発信については、学校と連携している部分はとても評価できるが、子どもがいない単身世帯やシニア世代の方についてもどのように発信していくかも検討していただきたい。
- ▼ 財政的な視点から、これほど複数の広報紙が必要なのかと疑問に思う。各広報紙の認知度を把握することも必要である。認知度が高くなければ、認知度を上げる取組、または取組の見直しを図る等、各広報紙において、必要性を把握し、今後の取組に活かすことを期待したい。一方で、デジタルサイネージは市の財源を必要としない情報発信のツールとして評価できるため、広報紙においても、民間企業との連携を図り、効果的かつ効率的な情報発信に努めていただきたい。
- ▼ LINEは、利用率の高さから社会インフラとして重要な地位を占めていると言える。行政との接点が少ない若者世代をはじめ、LINEを利用している方に対する情報発信のツールとして評価できる取組である。今後の情報発信の中核を担うツールとして、積極的な活用を期待したい。また、現在は一方的な情報発信のみだが、市民と行政の双方向のコミュニケーションを図ることができる取組等、タッチポイントの一つとしても検討していただきたい。

■評価対象施策D

施策評価シート（一部抜粋）

まちの姿 4	子どもがのびのびと育つまち
施策 4 - ③	妊娠・出産・育児までの切れ目のない支援
施策の方向性	切れ目のない支援体制の確立
概要	・関係機関との情報共有・連携の強化を図り、段階に応じた切れ目のない支援・相談体制の充実を図ります。また、子育て・福祉・教育が一体となった子育て・教育支援複合施設（ひだまりセンター）との連携を図る等、ライフステージや子どもの発達に応じて、必要な支援が受けられる体制を整備します。
現状と課題	・妊娠期から育児までの各ライフステージにおいて様々な取組を行っていますが、相談窓口の分かりにくさや、ライフステージの変わり目において担当部署や機関が変わることにより支援が途切れてしまうことを防ぐために、分かりやすく、つながりやすい相談窓口の設置や、関係部署や関係機関等において情報連携を行うことで、支援を途切れさせないための仕組みづくりが必要です。
担当部署	福祉相談課、高齢障がい課、健康推進課、児童育成課、子ども発達支援課、教育支援課
総括	<p>1 総括した成果・課題</p> <p><成果></p> <p>母子保健分野については、妊娠・出産・育児を通して支援する体制作りを努め、利用者の状況に応じて、他の子育て支援サービスを実施する関係機関と連携した。</p> <p>令和2年度より、子育て・教育支援複合施設（ひだまりセンター）が開設し、同施設内に子ども家庭支援センター・児童発達支援センター・教育支援センターの3分野の支援センターが整備されたことで、各センター間の連携の推進が図られ、子どもに関する相談を支援する機関との連携や情報共有が迅速になった。その中でも、新たに設置された児童発達支援センターで相談事業や通所事業の実施や、令和3年度に開設する狛江第三中学校自閉症・情緒障がい特別支援学級の設置準備を進めることで、支援を必要とする子ども一人ひとりが特性に応じた療育や教育が受けられるようになり、子どもの発達段階に応じた支援体制の構築につながっている。また、医療的ケア児についても、支援体制を整備し、支援コーディネーターを設置した。ほかにもレインボーファイルに子どもの発達に関する情報を記入することで、支援機関へ正確な情報を伝えることができ、乳幼児期から一貫した、継続的な支援が可能となり、支援機関の連携をよりスムーズにすることにも役立っている。</p> <p>更に、相談事業については、子ども家庭支援センター内に総合相談窓口を設置し、「どこに相談していいかわからない」といった方等へのハードルの低い、相談しやすく、分かりやすい窓口の提供に努めた。</p> <p>母子保健や子育て、児童発達、教育等のあらゆる場面で、未就学児のいる保育所や学校、児童館・児童センター等子どもが関連する様々な場所で、相談等の市民とのタッチポイントを設けることで、支援につなげるきっかけとし、そこから適切な支援機関と連携していくことで、切れ目のない支援体制の構築に努めている。</p> <p>子どもや子育て家庭が訪れる各施設においても、新型コロナウイルス感染症の影響により一時閉館した部分もあったが、事前予約制等の感染症対策を行いながら再開し、切れ目のない支援を行える環境の整備を行った。</p> <p><課題></p> <p>相談業務の一部については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、利用制限や事前予約制とするなどの対応が必要となったことから、今後新しい生活様式に沿った事業をしていくことが課題としてあげられる。</p> <p>この1年で子育て・教育支援複合施設（ひだまりセンター）内の各支援センター間の連携の推進は図られたが、子どもたちが地域で心身共に健やかに成長できるよう、市の子ども関係の所管課、地域住民、障がい児・者福祉サービス事業所、学校等との連携体制を更に強固なものにしていく必要がある。</p> <p>レインボーファイル配布後、全ての世帯での利用状況やファイルの効果を検証できているわけではないため、市の障がい福祉担当ケースワーカーや支援機関が、面談を行う際などに確認し、</p>

効果検証を行っていく必要がある。

2 狛江らしさの視点

市のコンパクトさを活かして、支援関係者の多くが顔の見える関係を構築できているため、関係機関が即座に連絡し、情報共有を行うことができる連携体制を構築することで、切れ目のない支援体制の確立に寄与している。また、行政と市民の距離が近いことを活かし、巡回相談により、個々の児童への関わり方を学ぶことで、児童に対し、迅速できめ細かな対応を行った。

3 市民参加と市民協働の視点

孤立しがちな障がい児やその家族に対し、市内のどこにいても自然と支援の手を差し伸べることができる市民を増やすため、子育てサポーター養成講座を実施した。

子ども家庭支援センターや児童発達支援センター、児童館・児童センターの運営について協議する会議体において、市民の方からの意見を取り込み、各施設の支援体制を含めた運営の参考としている。

委員会からの提言

- ▼ ひだまりセンターの開設により、各ライフステージや子どもの発達段階に応じた支援として、それぞれの段階で支援が切れることなく、継続的に相談や支援できるように体制を整備していることはとても評価できる。行政内部同士や市とNPO法人をはじめとする様々な団体が連携し、各取組を実施しているところだが、子育て支援を実施しているNPO法人同士の連携を通じて、より手厚い支援体制の構築を期待する。市としては、そのNPO法人同士がスムーズに連携できるよう、橋渡しをする役割についても今後期待したい。
- ▼ 相談体制については、対面で実施することを大切にされていることや、それぞれの対象者の状況に合わせた対応を実施されているのは理解するが、インターネット等でよくある質問等を掲載すると職員の負担軽減にもつながり、より相談のハードルが下がると考える。総合相談窓口の設置等相談窓口のハードルを下げて相談しやすい環境づくりについては評価できるが、インターネット環境を上手に利用して、相談の間口をより広げるためにも、よくある質問等を掲載し、より専門的な相談や詳細の相談については実際に相談窓口に来ていただく等、取り組んでいただきたい。
- ▼ 子育て世帯の保護者に対する相談窓口については、切れ目なく実施されるよう、様々な取組を実施されているようだが、子どもが実際に相談できる取組としては、担任の先生やスクールカウンセラー等に対面で相談する、あるいはSOSカードから電話での相談とあるが、直接相談や電話相談よりももっとハードルを下げて、子どもたち自身が簡単に手を挙げられるシステムを構築できたなら良いのではないかと考える。例えばLINE相談を導入する等、相談しやすいチャンネルを増やすことも検討されたい。また、子どもからの相談については、緊急性の高いものが見逃されてしまう可能性もあるため、相談チャンネルを増やす取組と同時に、相談員が近くにいるという“人”の対応についても狛江市の実情に合わせた支援として引き続き検討していただきたい。
- ▼ 市と子育て支援関係のNPO法人等との関係については、業務委託や補助金の交付等が主になっているが、子育て支援関係のNPO法人と民間企業を連携させる仕組みづくりを市として構築していくと、それぞれの活動がより活発になるとともに、市としての財政的負担も少なくなるのではないかと考える。そうした仕組みの構築も支援策の一つとして検討いただきたい。

■評価対象施策E

施策評価シート（一部抜粋）

まちの姿 5	いつまでも健やかに暮らせるまち
施策 5 - ⑤	生活困窮者への支援
施策の方向性	子どもの貧困の連鎖の防止
概要	・子どもの学習支援事業においては、学習支援のみならず、生活困窮世帯の子どもやその家庭に対して生活習慣・育成環境の改善、教育及び就労に関する支援を実施する等、早期から次世代の子どもやその家庭への支援を行うことで、貧困の連鎖を防ぎます。また、フードバンクや子ども食堂をはじめとしたNPO等と連携し、子どもの居場所の確保や日常生活の支援を図ります。
現状と課題	・生活困窮者自立相談支援事業において、必須事業である自立相談支援事業及び住居確保給付金支給と、任意事業である就労準備支援事業に加え、平成 28（2016）年度からは子どもの学習支援事業（任意事業）を実施し、生活困窮世帯及び被保護世帯の就学支援等の充実を図っています。子どもの学習支援事業においては、家庭訪問型の特性を活かし、それぞれの家庭環境に応じたきめ細かな支援を行っていく必要があります。
担当部署	福祉相談課、高齢障がい課、健康推進課、児童育成課、子ども発達支援課、教育支援課
総括	<p>1 総括した成果・課題</p> <p><成果></p> <p>子育て家庭に限定していないが、生活保護世帯及び保護人数は増加傾向にあり、こま YELL の相談件数も大幅に増加している。早期から次世代の子どもやその家庭への支援を行うことにより、子どもの貧困の連鎖を防ぐため、生活困窮世帯やひとり親世帯の子どもに対する学習支援事業や子どもの居場所の提供をはじめとする取組を実施し、子どもの家庭への支援として、各種助成、給付金等の給付や自立に向けた就労支援、関係団体との連携・協力による食料支援も実施し、保護者等の負担軽減や就労及び自立に向けた準備と支援を進めることができた。</p> <p>子どもの学習支援事業については、こま YELL 及びひとり親家庭における学習支援事業を実施し、子どもの学習の機会を確保するとともに、学習の楽しさ、必要性を理解しながら、習慣化していけるよう支援を行った。学習支援ボランティアや支援団体の協力により学習を支援することで、安心できる関係性の中で他者とのコミュニケーション力の育成にもつながっている。また、学習のみならず、生活支援として、子どもだけでなく、保護者との関係性を含めた家庭支援及び子どもの悩み相談や話相手にもなることで、子どもが安心して過ごすことのできる居場所としての役割も果たしている。</p> <p>子どもたちの居場所の提供として、公共施設をはじめとした施設の開放や各種事業を展開することにより、様々な人と出会い、他学校や他学年との交流を深めながらたくさんの体験をすることで、それぞれが居心地の良い場所を見つけ、成長していけるよう環境づくりを行った。</p> <p>家庭、保護者等への支援として、助成・給付金等については、保護者等の負担軽減と経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対する支援として、継続して実施しており、支援が必要な方に対しては、適切に支援を行うことができた。医療費助成については、乳幼児の医療費助成の所得制限の撤廃に加え、義務教育就学児の医療費助成についても小学 1・2 年生の所得制限を撤廃し、就学援助費については、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済状況が急変した方についても審査基準に加える等、社会情勢に応じた支援も実施し、全ての児童・生徒がひとしく義務教育を受けることができる教育の保障に寄与することができた。</p> <p>就労支援事業については、こま YELL における一般就労への準備として、生活習慣の確立や事業所での就労体験等の基礎能力の形成を支援する取組やひとり親世帯の資格取得のための修業や就労のための講座受講料の一部助成等の取組を実施するとともに、支援プログラムの策定による自立及び就業の支援に加え、オンラインを用いた各種就労支援セミナーの実施等、就労につながるための取組を進めることができた。</p> <p><課題></p> <p>学習支援事業については、希望者が増加傾向にあり、受け入れ可能な人数を超えることから、ボランティアや支援団体の体制強化を図る必要がある。また、ひとり親世帯の子どもに対する学習支援事業については、学習面及び生活面での支援が引き続き必要となる高校生年代への対応等、対象者の範囲についても検討をする必要がある。</p> <p>就学援助費については、援助費が確実に指導生徒の就学費用に充てられるよう、新入学学用品費を除き保護者が費用を負担した後に支給しているが、困窮する保護者を支援するた</p>

め、給食の現物給付等、保護者の負担軽減となるような支給方法の検討が課題である。
子どもたちの居場所の提供では、感染症の感染拡大等の理由から、これまでの手法だけではなく、新たな手法を検討する必要がある。

新型コロナウイルス感染症の影響により、従来であれば生活に困窮する事態に至らなかったはずの方が、勤務先の倒産や人員整理のための解雇等で仕事を失うケースが多く、こま YELL の自立相談支援事業による相談や住居確保給付金の相談や申請が大幅に増加した。社会的背景により、生活状況が急変した方についても、安定した生活を送ることができるよう、引き続き適切に支援を行う必要がある。

2 狛江らしさの視点

狛江の特性のひとつであるコンパクトさを活かして、市内の団体と連絡会を開催するなど、顔の見える関係の構築に努めるとともに、行政内部においても関係各課との連携をとりながら支援を行っている。

こま YELL における学習支援事業については、子どもたちの支援だけでなく、保護者を含めた家庭を支援する観点から、家庭訪問型で事業を実施してきた。令和 2 年度は、コロナ禍の影響で家庭訪問型は実施できなかったが、社会情勢を見ながら、家庭訪問型の再開する方法を検討していきたい。

各種医療費助成や幼児教育・保育における給食費において、狛江市独自の所得制限の撤廃等の負担軽減を実施している。令和 3 年度からは新たに、生活困窮世帯の高校生世代の医療費助成についても助成することを決定し、子育て世帯における負担軽減の支援を行っていることとした。

3 市民参加と市民協働の視点

子どもたちの学習支援事業においては、市内在住、在勤の方を中心としたボランティアや学習をサポートする団体による支援体制を築きながら支援を実施している。また、NPO 法人のフードバンク狛江や市内で活動する子ども食堂の運営団体等とも連携していきながら、事業を実施している。子どもの成長を支援する市内の団体が地域で活発に活動できるよう、運営費の補助をはじめとした、様々な協力を行うことで地域全体で子どもたちの成長を支援する関係の構築を引き続き進めていく。







就労支援については、東京都やハローワーク等の関係機関との連携により、様々なテーマに基づくセミナーを実施した。

委員会からの提言



今後委員会にて御提言をいただく

■ SDG s に対する評価

SDG s のゴール		目標	狛江市の関連施策
	貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	・子どもの貧困の連鎖の防止
	飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	・子どもの貧困の連鎖の防止
	すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	・切れ目のない支援体制の確立
	質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	・切れ目のない支援体制の確立
	住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	・風水害に対する備えの強化
	気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	・風水害に対する備えの強化
	陸	今後委員会にて確認いただく	
	平和と公正をすべての人に	すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	・発信力の強化・双方向による共有
	パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	<ul style="list-style-type: none"> ・風水害に対する備えの強化 ・緑の保全・創出 ・発信力の強化・双方向による共有 ・切れ目のない支援体制の確立 ・子どもの貧困の連鎖の防止

委員会からの提言

▼

今後委員会にて御提言をいただく

6.おわりに

今後委員会にて御確認をいただく

7. 狛江市基本計画推進委員会委員名簿

役職	選出区分	氏名	所属等
委員長	学識経験者	福島 康仁	
副委員長	識見を有する者	上田 英司	
委員	学識経験者	牧瀬 稔	
	識見を有する者	尾花 尚弥	
	市民	猪熊 茂男	
		小尾 将彦	
		マクリーン 由美	
		八峠 恵子	
		落合 香代子	
	市職員	高橋 良典	企画財政部長

(敬称略)

※市民委員については、公募による選出が2人、無作為抽出による選出が3人である。

8. 参考資料

■ 市民アンケート調査概要

- ① 調査対象 住民基本台帳に登録されている市民のうち、令和3年年4月1日現在で満18歳以上の者から無作為に抽出した2,500人
- ② 調査期間 令和3年4月10日から令和3年5月9日まで（31日間）
- ③ 調査方法 郵送配布、郵送回収・Web回答併用
- ④ 調査結果 回収数…852通（回収率34.1%）
- ⑤ 設問内容 調査票に記載された施策のうち、市の取組を評価できるもの、市の取組をもっと進めていくべき施策をそれぞれ5つ選択していただいた。

◇ 調査票

● 狛江市の取組に対する評価についてお聞きします。

- 問29 1. 市の取組を評価できると思う施策を次のページの表から5個選択し、数字を記入してください。
2. 市の取組をもっと進めていくべきと思う施策を次のページの表から5個選択し、数字を記入してください。

市の取組を評価できると思う施策					
市の取組をもっと進めていくべきと思う施策					

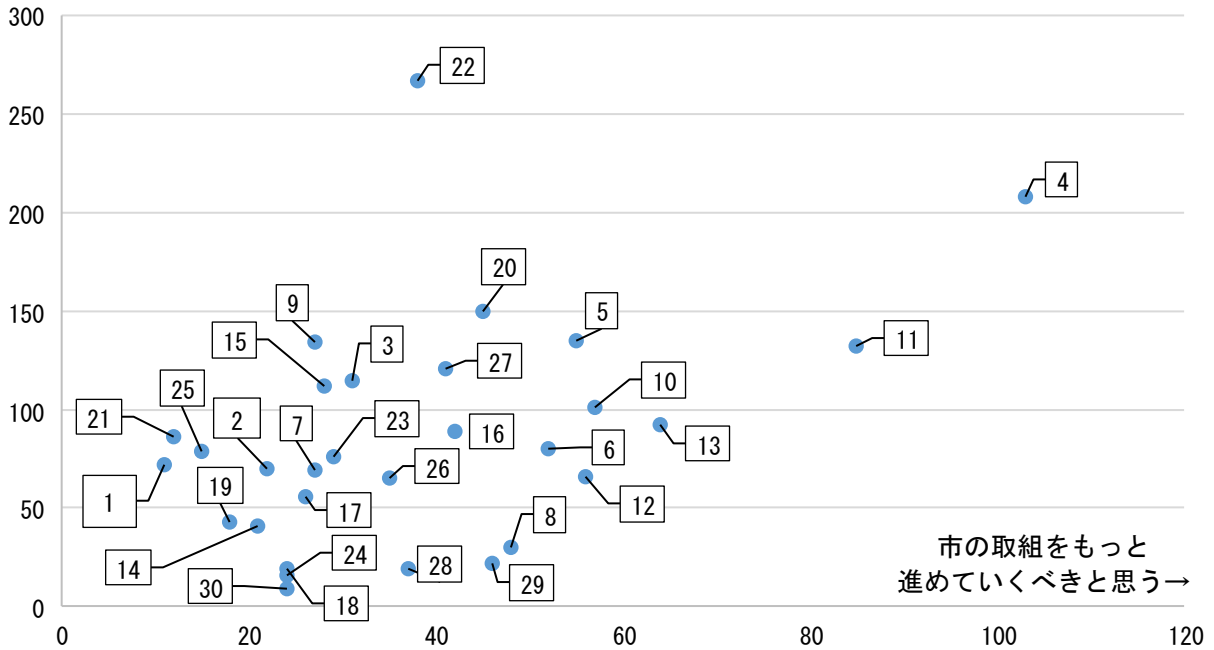
まちの姿	施策
人権が尊重され、市民が主役となるまち	①平和の希求・人権の尊重
	②市民参加・市民協働の推進
	③市政情報の共有
安心して暮らせる安全なまち	④防災体制の充実
	⑤防犯体制の強化
活気にあふれ、にぎわいのあるまち	⑥魅力の創出・向上・発信
	⑦地域コミュニティ・都市間交流の推進
	⑧商工業の振興
	⑨都市農業の推進
子どもがのびのびと育つまち	⑩地域社会で支える子育て
	⑪子どもの居場所づくりと成長の支援
	⑫妊娠・出産・育児までの切れ目のない支援
	⑬学校教育の充実
いつまでも健やかに暮らせるまち	⑭地域共生社会づくりの推進
	⑮健康づくりの推進
	⑯高齢者への支援
	⑰障がい者への支援
	⑱生活困窮者への支援
生涯を通じて学び、歴史が身近に感じられるまち	⑲地域における学びの充実
	⑳芸術文化・スポーツの振興
	㉑歴史への理解と継承
自然を大切に、快適に暮らせるまち	㉒水と緑の快適空間づくり
	㉓都市環境の確保
	㉔循環型社会の推進
	㉕下水道機能の維持・向上
	㉖市街地整備の推進
	㉗道路・交通環境の充実
持続可能な自治体経営	㉘質の高い行政運営の推進
	㉙持続可能な財政運営の推進
	㉚組織づくり・人材育成の推進

■ 市民アンケート調査結果

i) 各分野の満足度・期待値の分布

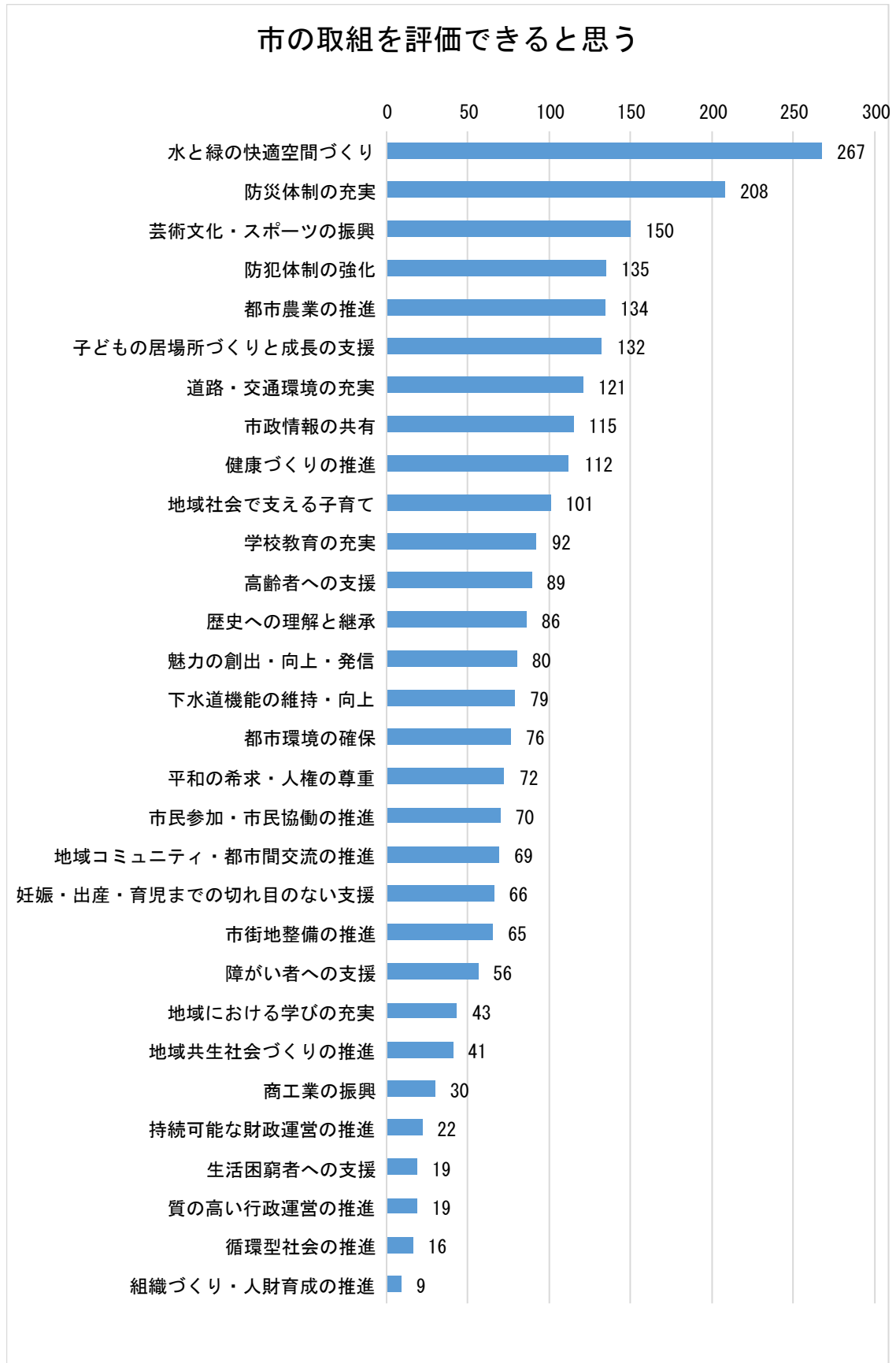
各分野の分布

市の取組を評価
できると思う↑

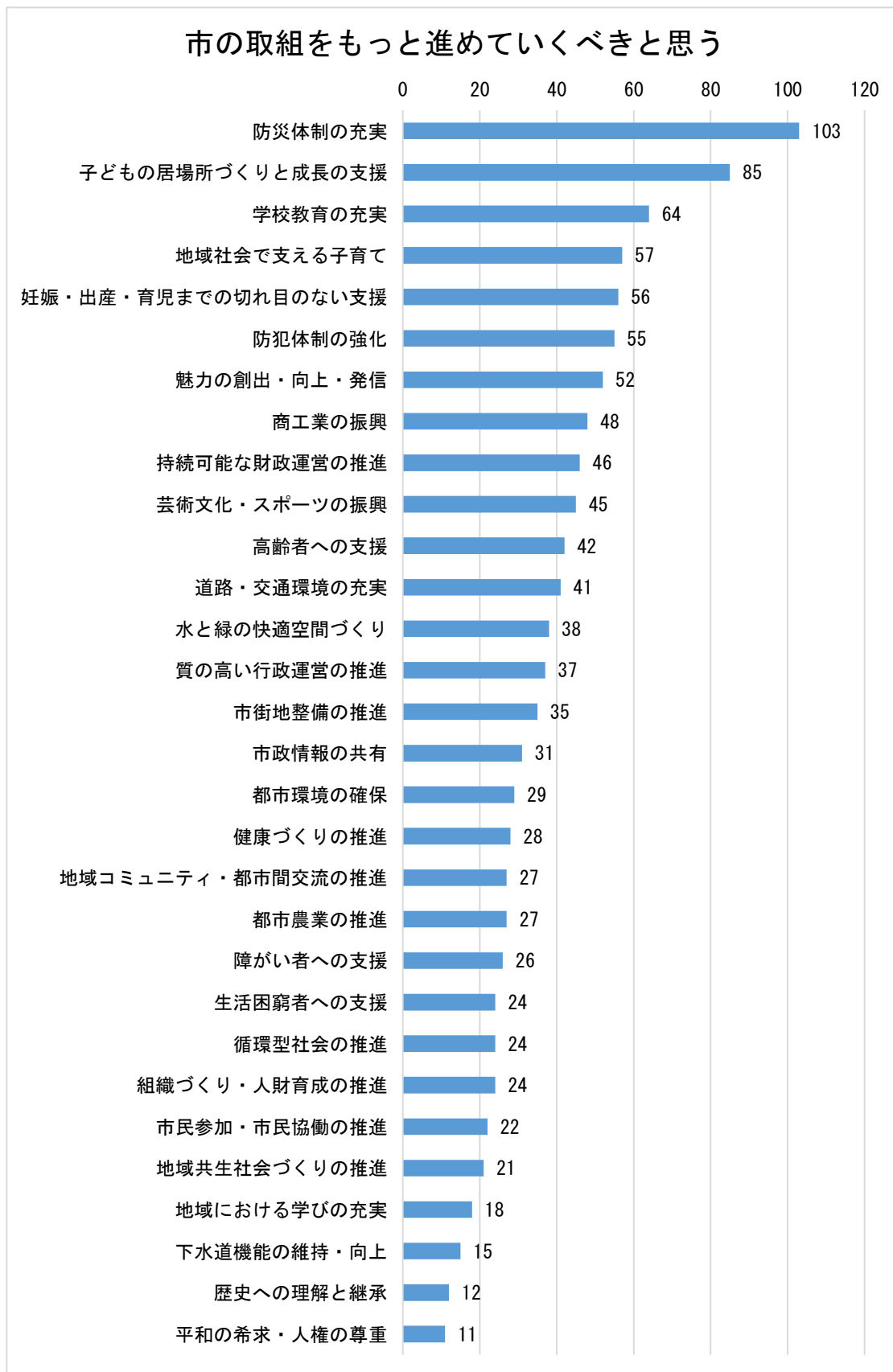


No.	施策	No.	施策	No.	施策
1	平和の希求・人権の尊重	11	子どもの居場所づくりと成長の支援	21	歴史への理解と継承
2	市民参加・市民協働の推進	12	妊娠・出産・育児までの切れ目のない支援	22	水と緑の快適空間づくり
3	市政情報の共有	13	学校教育の充実	23	都市環境の確保
4	防災体制の充実	14	地域共生社会づくりの推進	24	循環型社会の推進
5	防犯体制の強化	15	健康づくりの推進	25	下水道機能の維持・向上
6	魅力の創出・向上・発信	16	高齢者への支援	26	市街地整備の推進
7	地域コミュニティ・都市間交流の推進	17	障がい者への支援	27	道路・交通環境の充実
8	商工業の振興	18	生活困窮者への支援	28	質の高い行政運営の推進
9	都市農業の推進	19	地域における学びの充実	29	持続可能な財政運営の推進
10	地域社会で支える子育て	20	芸術文化・スポーツの振興	30	組織づくり・人財育成の推進

ii) 市の取組を評価できると思う施策（満足度）



iii) 市の取組をもっと進めていくべきと思う施策（期待値）



■ 関係例規

○狛江市附属機関の設置に関する条例

平成25年3月29日条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 別表の左欄に掲げる執行機関に、同表の中欄に掲げる附属機関を置く。

2 執行機関は、前項に規定するもののほか、規則に定めるところにより臨時に、期間を定めて附属機関を置くことができる。

(所掌事務)

第3条 附属機関は、それぞれ別表の右欄に掲げる事務を所掌する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成27年3月27日条例第6号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成30年3月30日条例第1号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（令和3年3月30日条例第1号）

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年条例第14号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

別表（第2条、第3条関係）

附属機関の属する執行機関	名称	所掌事務
市長	基本計画推進委員会	市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申すること。 (1) 基本計画の推進に関すること。 (2) 基本計画の進捗管理に関すること。 (3) その他市長が必要と認める事項

○狛江市基本計画推進委員会の運営に関する規則

令和3年3月31日規則第23号

(目的)

第1条 この規則は、狛江市附属機関の設置に関する条例（平成25年条例第3号）別表に規定する基本計画推進委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内で構成し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 識見を有する者 2人以内
- (3) 公募市民 5人以内
- (4) 市職員 1人

(任期)

第3条 委員の任期は、原則として委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画財政部政策室において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(狛江市外部評価委員会運営規則の廃止)

- 2 狛江市外部評価委員会運営規則（平成25年規則第16号）は、廃止する。